

令和 7 年度奈良地方最低賃金審議会
第 1 回 奈良県電子部品、デバイス、電子回路、発電用・
送電用・配電用電子機械器具、産業用電子機械器具、民
生用電子機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録

開催日時：令和 7 年 9 月 9 日（火曜日）

午前 9 時 57 分～

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町 163-1 愛正寺ビル 2F

1. 出席者

公益代表委員 熊谷礼子、下山 朗、福井麻起子

労働者代表委員 河本章吾、國分洋文、平本義陽

使用者代表委員 上村賢司、平山文堂、松澤恵臣

事務局 米村労働基準部長、中村賃金室長、松川賃金室長補佐

竿谷賃金調査員

2 審議事項

（1）部会長及び部会長代理の選出について

（2）特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

（3）その他

【松川補佐】

それでは少し早いですが全員お揃いになりましたので、ただ今から「第1回奈良県電子部品、デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電子機械器具、産業用電子機械器具、民生用電子機械器具製造業最低賃金専門部会」を始めます。本日の審議会は、「公開」として開始します。

なお、当該特定最低賃金につきましては、以後「奈良県電気機械器具製造業最低賃金」という略称を使用させていただきます。まず、定足数の確認でございますが、本日は、全員出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による、定足数は満たされておりますことをご報告させていただきます。

【中村室長】

皆様には、今年度の奈良県電気機械器具製造業最低賃金専門部会の委員といたしまして、令和7年8月26日付で、奈良労働局長から任命させていただきました。お手元に辞令を置かせていただいておりますので、ご確認ください。本日の奈良県電気機械器具製造業最低賃金専門部会は、本年度最初の会議でございますので、このあと部会長及び部会長代理をご選出いただくまでの間、議事進行につきましては、慣行として、事務局で担当させていただきます。よろしくお願ひします。着座にて失礼します。議題に入ります前に、専門部会委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元の資料の【資料 No. 1】「奈良県電気機械器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿」をご覧ください。

【資料 No. 1】「奈良県電気機械器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿」の読み上げ

委員の皆様よろしくお願ひいたします。

続きまして、奈良労働局労働基準部長の米村からご挨拶を申し上げます。

【米村部長】

労働基準部長の米村でございます。本日の「第1回奈良県電気機械器具製造業最低賃金専門部会」の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様には、奈良地方最低賃金審議会「奈良県電気機械器具製造業最低賃金専門部会」の委員をお引き受けいただきまして、また、本日ご多用のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。さて、皆様ご承知のとおり、奈良県の特定最低賃金につきましては、4つの産業について定められております。過日、奈良労働局宛てにこのうちの3つの産業について金額改正の申出があり、8月8日に開催しました奈良地方最低賃金審議会の本審におきまして、奈良労働局長から特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、諮問をさせていただいたところでございます。従来、当審議会では、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、運営小委員会において、一括してご審議いただい

ておりましたが、今年度は各専門部会においてご審議いただく形に変更となりました。これは各産業を代表する労使委員により、各産業の実情をより反映したご審議をいただくために変更されたものと承知しております。委員の皆様には、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するという特定最低賃金の役割にご留意の上、奈良県の電気機械器具製造業の実状を踏まえつつ、資料やデータに基づいた実質的なご審議を真摯に行っていただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

【中村室長】

それでは、議題(1)「部会長及び部会長代理の選出」についてに入ります。
専門部会の部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条の定めるところにより「公益を代表する委員のうちから選任する」こととなっております。ご意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(意見がないことを確認)

特にご意見がないようでしたら、事務局からの提案といたしまして、部会長には本審の会長であられる下山委員に、そして部会長代理には、昨年まで運営小委員会の委員であられた福井委員にお願いしてはと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(異議なしとの声あり)

それでは、下山委員、福井委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

【下山委員】

はい、お引き受けいたします。

【福井委員】

お引き受けいたします。

【中村室長】

それでは、部会長は下山委員に、部会長代理は福井委員にお願いすることといたします。
下山部会長、以後の議事進行をよろしくお願いします。

【下山部会長】

皆さん、おはようございます。まだまだ残暑も厳しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。部会長を務める下山でございます。皆さんのご協力のもと、奈良県電機機械器具製造業専門部会の議事運営を円滑に進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、最初に運営規程の第7条1項に基づきまして、本日の議事録の署名人を指名いたします。私の他に、労働者側は河本委員、使用者側は上村委員にお願いいたします。

それでは、議事を進行していきます。議題(2)「特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」の審議に入ります。従来、本審議会では、必要性審議については、運営小委員会を設置し、申請のあった3業種を一括審議しておりましたが、本年度は、各専門部会において行うことを先の本審で決定し、これを受けて本日当専門部会で電気機械器具製造業の専門部会を開催するに至りました。まずは、確認の意味も含めて特定最低賃金の改正の流れ等について、事務局から説明をお願いいたします。

【中村室長】

それでは、ご説明いたします。

お手元の資料の8ページ、【資料No. 6】「地方最低賃金審議会委員説明資料〈特定最低賃金編〉」をご覧下さい。こちらの資料は、厚生労働省本省が作成しております新任の審議会委員様への説明資料を、奈良審議会用に追記編集したものでございます。まず、こちらの資料に沿って、特定最低賃金の基本的な部分及び改正の流れについてご説明いたします。資料の9ページをご覧ください。特定最低賃金につきましては、最低賃金法第15条から第19条において規定されており、1つ目の印のところに特定最低賃金の役割として、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとされています。そして、3つ目の印のところに、その決定は、労使のイニシアティブにより決まるとしており、全国で224件の特定最低賃金が設定されているところであります。奈良県では現在4件の特定最低賃金が設定されており、今年度はそのうち3件について改正の申出がなされています。また、4つ目の印のところに、特定最低賃金と地域別最低賃金の関係につきまして、「特定最低賃金は地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならぬ」と規定されています。次に10ページをご覧ください。表の最上段、最低賃金の「役割・機能」について、右側の地域別最低賃金は「すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネット」であるのに対し、左側の特定最低賃金は「企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの」として、その役割が大きく異なることが記載されています。また、3段目の決定方式において、地域別最低賃金は「必ず決定されなければならない」のに対し、特定最低賃金は、「新設・改廃は労使のイニシアティブによる」とされています。次に、特定最低賃金の改正の流れについて、ご説明いたします。資料の15ページをご覧ください。まずスタートは、関係労使からの申出になります。

申出がございましたら右の矢印を進みまして、労働局長が諮問を行います。この諮問につきましては8月8日に開催しました第4回本審において、既に実施させていただいております。なお、【資料No.4】として申出書を、【資料No.5】として諮問文をお配りしております。時間の関係がありますので、読み上げての説明は省略させていただきます。

諮問後は、矢印を右に進みまして「必要性」の調査審議となります。ただいまご出席いただいているとおり当専門部会が、この必要性審議を行う場になります。特定最低賃金の改正審議は2段階になっておりまして、本日は1段階目の特定最低賃金を改正する必要があるか否かについてご決議いただくことになります。この必要性審議につきましては従来、奈良審議会では「運営小委員会」を設置し、各特定最低賃金を一括してご審議いただきましたが、昨年度、労働者側委員のご提案により本年度は各産業を代表する労使委員による各専門部会で、審議いただく形式に変更することとなった次第でございます。なお、この必要性審議の議決につきましては、「全会一致の議決」とされているところであります。つまり、必要性審議の結果、全会一致で「必要性あり」との結論に至った場合は、矢印を下段に進み、金額審議に移ることになりますが、仮に必要性審議の結果、全会一致で「必要性あり」との結論に至らなかった場合は、後日開催する第5回本審において最終的な答申をいただき、本年度の審議は終了となります。

なお、全会一致で「必要性あり」となった場合には、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、当専門部会の決議をもって審議会本審の決議となりますので、本審を開催せず、そのまま改正の金額審議に移ります。

金額審議につきましては、改めて日程調整の上、専門部会を複数回開催し、改正金額を決定いただくことになります。なお、金額審議の時期は10月から11月を予定しております。

続きまして、23ページ【資料No.7】「令和7年度特定最低賃金申出状況一覧表 奈良労働局」をご覧ください。こちらの資料は、今年度の特定最低賃金の改正の申出状況をまとめた表でございます。今年度、3件の特定最低賃金について改正の申出がございましたが、表の下の欄外の注釈にございますように、先日改正額が決定しました奈良県最低賃金額(D)と最も低い労働協約時間額(C)との差額がプラスになりましたのは、奈良県電気機械器具製造業最低賃金のみでしたので、当専門部会のみが開催されることとなりました。

なお、先ほどご説明いたしましたとおり、特定最低賃金は、奈良県最低賃金より高い額で決定する必要があり、また、労働協約時間額を超えて決定することはできませんので、仮に本日の結論が「改正の必要性あり」となった場合は、改正の金額の範囲は1,052円以上、1,301円以下となります。以上でございます。

【下山部会長】

はい、ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問がないことを確認)

ご意見・ご質問がないようですので議事を進めることとします。

次に、本日配付しております統計資料等について事務局から説明をお願いいたします。

【中村室長】

それでは、統計資料についてご説明いたします。

お手元の資料の 24、25 ページ【資料 No. 8】「令和 6 年度 特定最低賃金改正状況(電気機械器具製造業関係)」をご覧ください。こちらの資料は、全国の電気機械器具製造業に係る特定最低賃金の昨年度の改正状況をまとめたものになります。改正後の欄が、黄色で着色されておりますところは、昨年度改正決定された都道府県、色のないところは、改正が見送られた都道府県となります。なお、効力発生日のところがオレンジ色の 2 件は、昨年度新たに改正決定が見送られることとなった県でございます。次に、26 ページの【資料 No. 9】「最低賃金に関する基礎調査結果(特定最低賃金)令和 7 年」をご覧ください。こちらは、奈良県最低賃金専門部会でもお配りしました令和 7 年の最低賃金に関する基礎調査結果の特定最低賃金版でございます。29、30 ページ、こちらは各特性値及び平均値を「地域別最低賃金適用業種」、特定最低賃金適用業種である「電気機械器具製造業」、「一般機械器具製造業」、「自動車小売業」の業種別にまとめた表でございます。それぞれ上段の表が「全労働者」、下段の表が「パート労働者」のみの数値となっております。次に、32、33 ページをご覧ください。こちらは「奈良県の適用最低賃金別影響率一覧表」でございます。こちらは各適用最低賃金別に、賃金階級ごとの労働者数及び影響率を示したものでございます。表の左から順に、「地域別最低賃金適用業種」、特定最低賃金適用業種である「電気機械器具製造業」、「一般機械器具製造業」、「自動車小売業」となっております。34 ページ、35 ページは同じ表のパート労働者のみを集計した表でございます。

以上でございます。

【下山部会長】

はい、ただいまの事務局の説明につきまして、何かご意見・ご質問はございますか。

(意見・質問がないことを確認)

また後ほど質問があれば、いただけたらと思いますので、議事を進めたいと思います。

それでは、「改正決定の必要性の有無」について審議を進めてまいりますが、ここからの審議内容の「公開」、「非公開」について委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

運営規定第6条では、原則として公開となっておりますが、同条但し書きにおいて、「公開」することにより委員の率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合は、部会長の判断により、「非公開」とすることができます。

従来、必要性審議を行っていた運営小委員会では、例年、公労使三者による議論の部分については「公開」とし、公労・公使の二者による個別協議の部分については、委員の率直な意見交換と意思決定の中立性を確保するため、「非公開」としておりましたが、本日の専門部会についても同様にしたいと思っていますが、いかがでしょうか。

(異議なしとの声あり)

賛同を得られましたので、公労使三者が集まっての議論の部分については「公開」とし、公労・公使の二者による個別審議のみは「非公開」にしたいと思います。とはいって、できれば三者協議は多い方が良いと思いますので、その点はご協力いただけたらと思います。

では、まずは改正の申出をされた労働者側委員から、改正決定の必要性について考え方をお伺いしたいと思いますが、労働者側委員、どなたですかね。河本委員お願いいたします。

【河本委員】

改めまして、おはようございます。本日はよろしくお願ひいたします。

まず、労働局の皆さんには、昨年の審議の後、来年度以降に継続するのかはわかりませんが、今年度は当該労使のイニシアティブということで、今回のような専門部会方式にトライをしていただいたことに感謝申し上げたいと思います。その中で、今回、電気機械の特定最賃の引上げの必要性について少し考え方を述べさせていただきたいと思います。現状は、令和3年に発効された891円。現実は地賃がそれを上回って、地賃が適用されていると理解しております。2022年以降は3年間、「必要性なし」ということになってしまっているという状況ですが、今回、我々は電気機械の改正の申出をいたしました。企業内最賃の最低額は1,301円で、改定される予定の地賃とまだ250円の差があるという状況でございます。残念ながら、電気以外の2業種は地賃の最低賃金額の方が上回ったため、審議ができなくなったと理解しております。まず、この特定最賃に対する考え方は、先ほど労働局の方からご説明がありましたが、いわゆる全労働者のセーフティネットである地賃の位置付けとは全く違うと考えております。労働局、厚生労働省の資料にありましたとおり、特定産業の労使のイニシアティブをもって、いわゆる未組織労働者にも全産業にまつわるあるべき賃金の水準を目指して、労使交渉のない未組織労働者にもそれを波及させていくための補完機能なのだと、改めて部長のほうからもご説明があったと思います。その点で、特定最低賃金の意義は、やはり労働条件の向上・公正競争の確保という点にも触れておかなければならないと思います。当然、企業はそれぞれにコストをしっかりと抑えて事業を円滑に、利益

を最大化させていくというところは十分に理解をしております。一方で、コストを抑えるための一つに、賃金の切下げ競争に陥ってはいけないと思っております。適正な賃金水準の引上げを促すために、そして、産業内の公正競争を守るためにも、電気機械の産業全体の健全かつ持続的な発展を促すために、是非、特定最賃・電気機械の意味を、再度ここで論議をさせていただければと思います。繰り返しになりますが、組織労働者、労働組合である労働者と、未組織労働者、正社員と非正規雇用で働く方々の賃金格差を是正していく役割という重要性があると認識をしています。2025年のいわゆる春闘では、闘争で金属労協、金属部門全体で、賃上げ獲得が出来たのが83.6%、賃上げ額の平均については、近年で最も高い10,169円となっております。また、企業内最低賃金協定の引上げについては、月額で11,089円となって、引上げ後の賃金の水準は、月額で187,941円と相当大きく、企業内最低賃金の協定は、いわゆる労使協定があるところに関しては引き上がっているという状況でございます。我々の属する電機連合の加盟組織の中で、大企業を抜いて従業員300人未満の会社の最低賃金の平均を見ても194,998円。これは161時間という月額、月間の時間で算定をすると時間当たり最低賃金でも1,211円が協定されています。これは300人未満の企業だけで、その数字ということでご理解をいただきたいと思います。まとめますと、いわゆる我々、奈良の電機連合から提出しました最も低い協定額と地賃の差というのがまだ250円あるということ。特定最賃の目的である労使交渉の補完という意味でいきますと、未組織労働者・非正規労働者にも波及をさせていく必要があると。そして、そのこと自体が人材確保、特に県外就職率が極めて高い奈良県において、人材確保、それから将来にわたる産業の魅力向上につながるのだろうと考えております。もう1点が、いわゆる生産性というか、付加価値のところです。当然、奈良県の電機産業の出荷額や付加価値というものが極めて低いということは十分に認識をしておりますが、それは、奈良の事業や、もしくは会社が相対的に業績が悪いと言える数字とは違うと認識しております。その中でいわゆる、ものづくり、金属産業の生産性というのは、製造業全体を100とした時に、これは全国のお話ですけれども126.2という生産性、付加価値があります。それに比べて、人件費の水準は115.9%ということで、出している付加価値に人件費は見合っていないというふうに認識をしています。電機だけではなく、金属産業全体で、いわゆる特定最賃、産業別の、産業の中の全ての労働者に適応される最低賃金を引き上げていく必要があるというふうに認識をしておりますので、是非、ご審議よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

【下山部会長】

はい、ありがとうございました。おおよそ2点ないし3点あったかと思います。

特賃の考え方につきましては、セーフティーネットとは違うので、いわゆる組合がないところへの補完ということを波及するために特賃を上げたほうが良いという点が1点。その特賃を上げるための余力としては、今回提案のあった1,300円と比べれば、まだまだ差があるということに

関して十分上げる余力があるんじやないかということ。それらを踏まえたら、人材確保あるいは余力に関しては、先ほどの付加価値の件も含めてあるのではないかという指摘で、これらは結果的には人材確保につながるのではないかというご意見だったと認識をしております。それでは、使用者側に意見ないしは反ばくがありましたら、よろしくお願ひします。

【上村委員】

失礼致します。使用者側の委員を代表しまして、私、上村のほうからご説明させていただきたいと思います。特定最低賃金に関しては、使用者側は常々屋上屋を重ねるもので不要ではないかと申し上げておきます。設立されたのが平成元年ぐらいだと思いますので、35年が経過していると思っております。その当時は、使用者側も共に意義を感じていたと思います。電機・機械・自動車小売は、当時の奈良県の主要な産業ということで、先進的な産業の中において特定、当時は産別としての位置付けであったと理解しておりますが、35年の時代を経まして社会環境、経済環境、すべての環境が大きく変化をしてきている中で、実力に見合った業種の状態かと常々申し上げてきているところでございます。時代が変わって形だけ残っている状況の中で、本当に必要なのか。もう屋上屋を重ねるものであり、必要ないと申し上げている理由がそこでございます。

しかし、その当時の地賃と特定との位置関係は大きく違いまして、やはり特定の産業、その地域の主力の産業だけで当然、地賃を上回るという条件の下、高い金額が設定されていましたが、今、地賃が大きくドンドンと上がってきております。そういった中で特定最賃の意義が本当に薄れてきていると感じております。その中で、今、申し上げましたように、奈良県の電機の状況の議論をしないといけないと感じていますが、今、資料を出して説明した方がよろしいでしょうか。

(資料の配布あり)

毎度の資料で申し訳ございませんが、資料の1ページ目は奈良県の産業・工業の状況を示しております。右の列は、調整数値として全国・近畿・奈良県の指標が並んでいますが、下を見ていただけたら一目瞭然で、全国に対して近畿が悪い、そして近畿に対して奈良が悪いという形で、奈良県の鉱工業のおかれている状況が大変厳しい。昔はもう少し良かったのですが、年々厳しい状況になってきている。でも、工業全体ではなくて1ページめくっていただきまして2ページ目、そこに各業種毎の状況がございます。上の段にはその数字が出ていますけれど、下の折れ線グラフを見ていただけましたら、2つある折れ線グラフのうちの下の方、電気機械は1番太い線になっています。下から上がって下がって。もうほとんど0のようなグラフになっている。奈良県において厳しい鉱工業の状況において、電機がかなり厳しい。平均を100どころか、平均を下回っている状況である。それが今、電気機械のおかれている状況だと思います。

これをもう少し時系列で遡って見ますと、資料の3ページ。左側の1番数字が総合の指数で、総合の指数に対しまして、その横の電気機械の数字がそこに載せられていますが、ハッチングしているところは総合よりも下回っているところを示しています。平成まで遡りましても全ての月において平均を下回っている状況であると。中には0があって、大きく平均を下回っている。先ほど1年間ですけれども、グラフを見ていただいた数字と全く同じ状況が含まれているというところで、奈良県の産業における電機の状態が、当初の環境と大きく異なってきて、かなり厳しい状況におかれています。合わせまして、ページをめくっていただきまして、先ほど、河本委員からもございましたように、付加価値額で見ましたら、電機関係のところをハッチングいたしましたと、全てにおきまして、大きな数字に対して、下は677,000と。上は5,300に対して670,000ということで、ものすごく電機のウエイトが下がって来ていると捉まえることができるかと思います。それを、ページをめくっていただきました資料5の横長の数字ですけれども、同じく付加価値額の構成比で見ますと1.9や0.2という形で、もう1%ぐらいの付加価値額しか出せていない産業状況であると。では、これが本当に特定最賃に値するような産業構造なのか、というところです。このような状況の中で、企業のおかれているところは大変厳しいです。また後ほど議論が出てくるかと思いますが、電気機械器具のおかれている産業状況は大変厳しい中におきまして、しかし最低賃金がどんどん上がってくる中で、大変苦労をなされています。本日、労働局より配布された資料の29ページの一覧表で、電気機械器具のパートの構成比を見ますと中位数までほぼ最賃の986円、987円の状況ということになっています。そして、32ページからの影響率の表では、全体をとおしましても、最賃は1,051円が適応されますから、1,051円から上を見た時に、これは見方として1,052円から見るのかも分かりませんが、影響率が32.3%と。そして、34ページでは、パートに関しては、最賃になるだけで1,052円からの表を見ると、91.1%の影響力を持つと。そういった、厳しい産業状況の中で、今、河本委員からありましたように、労使共々頑張りたいけれども、頑張れるような金額を出せるような産業状況にない中で、特定最賃は地賃を上回らないといけません。その地賃ですら、影響率が91%になると。大変、衝撃的な数字だと私は感じています。そういった産業状況の中で、更に、金額を上乗せするような特定最賃というのはどんなものかと正直考えます。ですので、先ほど冒頭申し上げましたように、設立された時代からは社会環境が変わりまして、特に今、奈良県の個々の会社の話ではなく、産業全体で考えると、大変厳しい状況であり、もう特定最賃は不要ではないかという考えを持っていました。

以上でございます。

【下山部会長】

はい、ありがとうございました。

おおよそ3点あったと思います。当初から言われておりますとおり、屋上屋を重ねるべきではなく、35年で変わってきたものがあるのではないか、というのが1点目で、規模感からいっても、

もはや主要産業、奈良県を代表する産業というほどではないのではないか、というのが2点目。3点目は、景況感は平成の後半を通して、特に令和に入ってから継続して悪く、実際に払っている賃金も非常に低い状態であることから地域別最賃を超えて上げる余力があるのか、という疑問の提示であったかなと認識しております。さて、ここまで一旦ご意見いただきましたけれども今回、既に事務局からご説明がありましたとおり、かなり中央本庁から依頼がありまして、最低賃金・特賃に関しては、全会一致の可決に至るよう努力するということを求められております。資料の13ページ、この1番下の四角、最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議、この場合は、必要性が全会一致の議決に至るように努力することが望ましいとなっておりますので、この場合は地賃と違いまして、全会一致というのは、いわゆる改正の必要性ありのみが全会一致ですで、改正の必要性ありに関しての全会一致をまずは努力していきたいというのが、この会全体の意義でありますので、少し先ほどいただいた論点を含めて議論をしていきたいと思います。まずは、ご意見のある方、自由にまずお伺いしたいと思います。なければ、順番にやっていきますので。

(意見がないことを確認)

はい。では、それぞれのお立場からご意見が出されました。繰り返しになりますが、労働者側はまだまだ余力があるのではないか、かつ、組合がないところへの補完として重要ではないかと。

だから賃金格差を是正しましょうよ、ということだったと思います。使用者側は屋上屋を重ねるべきではなく、かつ、もはや主要ではなくなってきていて、景況感は非常に悪いということだったかと思いますので、それらに対する反ばくといいますか、ご意見ございましたら。労働者側は、使用者側からいただいた点についての反ばくないしは自分たちの主張に関する補強等、ご意見ございましたら、いただけたらと思います。一旦はまだ三者会議で進めようと思いますので、よろしくお願ひします。

【河本委員】

はい、ありがとうございます。

全会一致というのは、非常にハードルが高い、難しいと感じておりますが、過去からのルールですので、まあ仕方ないと感じています。

一方で、今、上村委員からご説明いただきました、我々も最初の主張でも申し上げたとおり、奈良県の電気機械の出荷額であるとか、付加価値額を含めて労働者数を私も確認をさせていただいている中で、奈良県の中の主要産業だということを声高に語るのは、もう時代が違うのかなという部分は納得するところでございます。

ただ、特定最賃の意味というのは、あくまで産業の特定最賃・最低賃金を決めるということで、

奈良県において、どのぐらいの割合というか、位置付けなのかということが、主なテーマだとは認識をしておりません。確かに中央でも特定最賃の今日的位置付けについては、議論がまだ熟していないという認識をしていますが、少なくとも国会での質疑等を見ていても、特定最賃が役割を終えたとは厚労省も労働者側も全くそれを認めていない状況であることをまず、申し述べておきたいと思います。その中で、ここが良い、ここが悪いという、細かいミクロのお話になるのかどうか。少なくとも、取り巻く情勢としては、個社の状況を一つ一つ把握できていませんが、いわゆるGDPの成長率であるとか、消費の動向、実質賃金が残念ながらこの7月によく全体として久々にプラスになったと聞いています。それも一時金の影響ではないかと思っています。そういう中で、まだまだ実質賃金が伸びていない、そんな中でも、設備投資の動向等を見ても、少なくとも企業全体には余力があるのではないかと感じています。それから、製造業の中小企業の財務動向という資料がございます。出所は、財務省の法人企業統計調査になりますが、2014年度に比べまして、2023年度、従業員給料や福利厚生費が若干微増に留まっているところ、これは中小企業の財務動向で内部留保に関しては大きく伸びている。それから現金・預金についても、少なくとも中位的に125%ぐらいに伸びているデータがございます。もし、必要であればこの資料を共有させていただきたいと思います。細かな額が入っていないのでグラフだけになりますが、資本金1億円未満の中小企業の製造業においても、いわゆる収益が内部留保、それから現預金にいっている率が高いことを述べておきたいと思います。そして、冒頭から申し上げております部長からお話をあった、労使関係の補完ということでいきますと、いわゆる電機産業の経営者の団体である、電機・電子・情報通信産業経営者連盟、いわゆる電経連と我々呼んでいます、電経連と、我々電機連合の方の2022年の5月に締結した産業別最低賃金に関する覚書というものがございます。これは、部会長にお渡ししたいと思います。この資料は11月の資料ですけども、2022年に実際に締結しているのは、いわゆる2023年以降の労使交渉における企業内最低賃金について、各社ごとに高卒初任給水準を目指すことを労使で取り交わしております。そして、それから既にこの2025年まで2年、3年と経ちまして、ほとんどの企業が企業内最低賃金と高卒初任給水準を合わせるところまで今至っています。何を申し上げたいかと言いますと、当然大手企業のように中小企業は、まだそこまでは至っていない部分は若干ありますが、産別の労使として企業内最低賃金の必要性を認め、そしてそれを高卒初任給18歳最賃に合わせて行くのだという取組を産業全体として進めているという状況。特賃の目的でもあり、それを、未組織労働者を含めたところに広げて行くという運動の観点で申し上げても、公正競争を促す観点でも産業全体に適用していく、訴求させていくことが我々の責務であることを申し上げたいと思います。

以上です。

【下山部会長】

はい。ありがとうございました。

使用者側は先ほどの労働者側の3点に1点プラスですね。まだまだ差があるのでは、余力があるのではないか、という1点と、先ほどの上村委員のご主張にはなかった部分ですけれども、いわゆる組合がないところへの補完ということに関して強く労働者側は主張されております。それに関する反ばく等ですね、ございましたら言っていただけたらと思います。

【上村委員】

失礼いたします。金額の部分は特定最低賃金だから地域別最低賃金を上回るわけであって、その特定最低賃金が決定されたのは、当時の奈良県の実態からなので、その前提をしっかりと見直さないといけないと思っています。その中で今、各社・個社の話が出たと思いますが、個社の状況よりも産業全体の中でしっかりと位置付けを考えていくのが正しいと思います。現在の物価高・人手不足の中で企業は、私が代表して言うのもおこがましいのですが、一生懸命やっておられる。厳しい中で、頑張った結果が先ほど申し上げましたような影響率に出てくる金額に落ちている状況だと思います。内部留保等々ありますが、内部留保と言うのは1回過去に行った、終わったところでございますので、それを以ってというのは別の政策の意味が出てきますので、一概には言えないと思っております。金額の置かれている状況はまた、後ほど議論が出ると思いますが、国際的な状況の中で電機の状況は大変厳しいものでございます。日本の電機というのは、どっちかというと輸出する中で、外貨として稼いでくるところですけれども、主要な輸出が低減している中で産業全体の状況が大変厳しいところがあります。そういったところを踏まえながら、余力が十分ない中で、今、組合のないところも含めての支払の能力が大変厳しい、これ以上の金額というのは厳しいと申し上げている状況でございます。

【下山部会長】

はい。ありがとうございます。

今、上村委員から最後ご指摘がありました、組合がない企業が一つ今回のポイントになってくると思いますが、必要性に関しては労働者側の委員なら分かる一方で、そちらの状況についてはマクロの統計では分からぬ部分もあるかと思います。平山委員、何かご意見賜れたらと思います。

【平山委員】

はい。失礼します。

まず現実に今、報告がありました色々な賃金の原資であるとか現預金が増えていると数値がありましたけど、我々実務を行っている者からすれば「えー」という驚きしかないのが現実です。

元々現状、人手不足の中で少しでも賃金を上げないと雇用確保できないという厳しい状況下、仕事があっても仕事ができないような状況下、また、コロナ禍でリスクゼロの借金を抱えながら

返済が始まっている状況下、その部分の中で、血の滲むような努力の中で色々やり繰りしている現状が、逆に現預金が増えているというふうに表れているのではないかと私も感じております。

それと、一番現実に我々下請けといわれる企業の中で、いまだに原材料が上がつても補填してもらえない現状、物流費の値上がりによるそれの転嫁、そういうものがやはり遅延として進まないという現状をですね、この辺りがやはり経営者の方達が一番苦労なさっている状況ではないか。

皆さん、「従業員の生活を支える。物価高における生活を支える。」という意味においては、やはり給料を上げていくということは必要不可欠なこと、現実にはそれができないような状況。

昨今、国の方から下請法を、当初は絵に書いた餅のような下請法を打ち上げて心地よいことを言っていましたけども、現実は全然進んでいなかった。でも、最近やっとそれが国会でも論議されるようになり、公取からその違反している企業が公表されるようになった。まだまだこれは、氷山の一角という部分で、やはり今まででも付加価値を稼ぐ原資となるものは、やはり単価しかないんですよね。それで単価を上げる施策というものを、もっともっとリアルタイムにやはり取引先等にお願いしていかないといけないのではないかなど感じています。色んな世の中で、やはり先ほど組合がないところというのは、もうあるところに比べて数段の厳しい環境が、これは労使共に厳しい状況の中で一生懸命立ち向かっておられるという現状が、これから米国の関税等、不透明な時代を迎えるに当たって、よりいっそう厳しくなる状況下というのが否めないようなところではないかなと。もっとその辺のところを、原資となるコストというものについて、スポットを当てながら国全体として給料を上げていくという機運をもっと高められればなというふうに感じています。以上です。

【下山部会長】

はい。ありがとうございました。

先ほど、労働者側から私だけ資料を持たせていただいております。労使共有事項ということで。この労使共有の企業間では、それこそ初任給に合わせていくとの認識が十分進んできてるところだと思います。それが恐らく先ほどの 1,300 円というラインが一つ基準になるかと思っております。一方で、そうじやないところに広めるというふうに、河本委員がおっしゃられたこともとても意義がある一方で、協定上はそこまで書かれていないところももちろんございますので、そういう中で平山委員からある意味、下請けの苦しさというところもご指摘いただいたかと思っております。ただ、先ほど例として 300 人未満の企業のお話等もございましたので、そういう点について追加で、もちろん、労使交渉の補完が大事であるということは使用者側も特に否定がなかったかと思いますけれども、というところでご意見いただきたいと思いますので、今の平山委員のご意見を踏まえて、何かコメントあれば。どなたでも構いませんので。

【河本委員】

はい。平山委員のご説明、電機産業の中小企業も含めて現場感覚のある非常に切実で重要なお話をだったと思います。

ただ一方で、何か評論家的なことを言うと、非常に失礼かも知れませんけれども、今、お話をあった中には我々が主張していることと逆に言うと近いご説明もあったと思うんですね。

まさに、その人手不足で仕事があっても生産ができない状況というのが、ものづくり産業では非常に深刻な問題となっていて、更に奈良県においては最低賃金が低いからと、その因果関係まで言い切れるかどうかは別として、他府県に労働力が流れているという状況。これを何とかしたいという想いは、産業の中で使用者側も労働者側も一緒だと思っています。人手不足という問題を解決するためにも、やはり地域別最低賃金もそうですし、そういう論議もさせていただきましたけれども、特定最賃、奈良県の中小企業を含めた、ものづくり産業の魅力を高めていくということが必要なのだろうと思っています。そして、もうちょっと言うと昨年の価格転嫁に対する国の取組の中で、いわゆる最低賃金を上げることがエビデンスになるというような発信もあったかと思います。当然、厳しい企業間競争の中で、企業がコストを切り詰めていくということは、今も昔も変わらないと思っています。価格転嫁やりなさいと言っていても、当然発注側は、じゃあ幾らでも上げていいよとは中々ならない中で、中小企業を含めて、そのいわゆる受注者側がコストを切り詰めていくというのは、必然なのですけれども、それが人件費まで及んでいいのかということ。

それから、もし一部の企業が人件費まで削ることで、コストを不当に、というか必要以上に下げていることがあるとするならば、それはその他の企業の従業員、人件費にも影響を及ぼす、いわゆる公正競争であるとか、それから企業間の公正競争に悪影響を及ぼす可能性すら秘めています。そういうことから言いますと、ここ数年、必要性なしとなってしまいましたけれども、まさに平山委員がおっしゃられた仕事があっても人手がいないということを少しでも改善に向かわすために、それから価格転嫁を進めるためにも、今回特定最賃をしっかり引き上げることを認めていただいて、いわゆる価格転嫁を進めて行くのだという機運を高めて行く必要があると考えております。

【下山部会長】

他の労働者側委員、今のところはよろしいですか、ご意見。

(意見がないことを確認)

はい、ありがとうございます。

いわゆる特賃を上げることによって、転嫁を逆に進めるための機運にして欲しいというご意見として伺いました。

もちろん、先ほどの平山委員のご意見もありましたけれども、そういうことに対するレスポンスと言いますか、ご意見をできれば三者とも、何か言っていただけたらと思います。使用者側の皆様いかがでしようか。是非、全員お願ひします。

【松澤委員】

はい。ありがとうございます。

私も、正直こういった場面のところに初めて参加させていただき、色々なお話をお聞かせていただき非常に勉強になりますといったところでございます。そういう中で、私も人事の中でこの数年採用活動したり、大阪とか群馬とか色々なところを転々しておりますので、様々な状況というのは解っている中で、今回、奈良で経済活動し、そこでのお話という部分も聞いている側として、先ほど河本さんが仰った、人を確保していくといったところ、中々苦戦しているというのは我々の企業も同じ状況であります。そういう中で、中小企業様を含めた情報というのも、お話を聞いている中で、やはり奈良は他府県に比べると大阪と単純に比較した場合に3分の1ぐらい、人を確保するところに労力が掛かる状況でございます。ただ、賃金が影響してるかどうかは、本当に非常に深く掘り下げて分析しないと、そこだけということではないかなと。奈良の魅力であったり、やはり知名度という部分があったり、後は皆さんが色々生活をする上で少し都心から離れてますとか、色々な人それぞれの角度というのがあるかなと思っています。先ほど平山さんがおっしゃっていただいた、その賃金に行くというところもあるのですが。まずは皆さん、我々の企業もそうですけれども、原価にかなり厳しい状況がある。これどこも同じかなというふうに思っておりますし、こういったところは国の施策も含めて、色々変化していかなければ、一概に企業だけが努力しても中々変わるものではないと思っています。そういう中で、今回、特定賃金の制度といった部分を改めて再認識をさせてもらいましたけれども、私は、こういった場という部分をしっかりとやりながら、今の状況がどうあるかを、実際に関わっている人達が認識しながら変化をさせていくといったところが、非常に大切なと思っています。ただ、今のこの厳しい状況の中、全体を見させていただく中で、やはりこのタイミングで変えていくのは、慎重にならなければいけないのかなと思っています。なので、こういう場が久し振りに開かれたとお聞きしているので、これは非常に意義があることと感じています。以上です。

【下山部会長】

順番に、お二方共お願ひできますか。

【平山委員】

暫くコロナ禍の時は、コストダウンということは、一時出てこなかったのです。皆さん凄く、現状が厳しくて。ところが最近、ぼつぼつコストダウンという言葉が出るようになってきちゃつ

たんですよね。非常にその辺のところに危機感を感じていて。それと、やはり会社全体として取引先の問題だと思うのですが、会社全体として原材料が上がっているから、物流が上がっているから、色々な物が上がっているから認めようという声はあるのですが、これが川下のバイヤー、担当者の方に下りてくると、やはり自分の成績というものに関わっているのかして、中々言うように認めてくれないという現状もご理解いただければなと思います。

【上村委員】

はい。重ねてになりますけれども、今あったように、原材料とかは比較的はっきりするので、企業も他の多くの企業と話していると認めてもらえるようになってきた一方で賃金の上乗せというのは、中々難しいというのはまだまだ続いている状況です。その中で今、話に出ていますように、平山委員からの人手をキープする上で防衛的な賃上げというのは、ここ数年企業が涙ぐましい努力を重ねているところでございます。そういった中で、いまだに厳しい状況にある状況をしっかりと踏まえた議論をお願いしたいところでございます。以上でございます。

【下山部会長】

はい。ありがとうございました。

冒頭の労働者側・使用者側の意見を踏まえた意味での論点については、今いくつか議論をさせてもらつたと思っております。ちょっと私のメモが足らないところがあるかも知れませんけれども。それ以外で、現在話されている議論も含めて、もう少し深掘りしたい点、労使共ご意見ございましたら言っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(特に意見がないことを確認)

はい。私としましては、使用者側にこれはもう正直エビデンスを求めるレベルではないところではあるのですが、最初に、上村委員がおっしゃった地賃が上がって行く中で、その特賃の意義が薄れていっているということに関しては、完全な論拠があるわけないのではないかなど感じております。それは別に、上村委員が間違っているということではなくて、労働者側が特賃があることで、いわゆるこの産業に対する魅力が伝わるという意味のメッセージ性があるのではないかという、ご指摘だったと思います。そういった点に関しては、もし追加でご説明があれば、いわゆるこの35年の中でというところ、いわゆる格差があったことに意義があったのだという、今はもちろん、格差はないのですけどね、あったというところに関して、薄れてきている部分に関して、今年の話は置いときましてですね、もし今、追加でご意見賜ればと思いますがいかがでしょうか。

【上村委員】

このご説明で答えになっているか分かりませんけれども、産業の魅力ということ、その特定最低賃金ができた時代には、電機業界は奈良の中でも主要産業で花形であった。それが魅力となり、人が集まるということで賃金も上がる形で特定最賃になったのかと理解しています。それは、全国の中で、電機というのは35年ぐらい前、一番ジャパンアズNo.1の時代であったと思うのですが。

その後、皆さんご存知のようにプラザ合意後ですね、大幅な円高の中で日本の電機産業が大きく変換しました。釈迦に説法ですけれども、円高対応で国内生産を止めて海外に出て行った中で、電機産業が厳しい冬の時代を迎えて今に至っていると。そして色々な円のアップダウンがありながらでも、いまだに続いていると、国内の状況は、厳しい状況になってくると。そういう大きい意味の中での電機の位置付けというのは厳しくなってきているということの説明になっているかなと思っています。そういった時代の大きな流れの中で、当時はそれなりの需要があったと、環境の意義の中で。でも、それが今、申し上げていますように海外に出て行く中で電機業界自体が厳しくなってくる中で、格差が縮まってきたのは当然のことかなと感じているところでございます。

【下山部会長】

はい、説明ありがとうございました。一応、今のご説明を交えて一旦、議論自体は出尽くしたと思うのですけど、河本委員、追加でお願いいたします。

【河本委員】

すみません。今、上村委員の意見に対する適切な反論資料があるわけではないのですが、必要があれば、後日提出します。確かに、昔ほど産業全体で電機産業が右肩上がりに伸びているような簡単な時代ではなくなっていることはその通りだと思います。少なくとも、電機産業の主要・大手・中堅会社の業績は極めて今、順調です。もちろん、個社によって、その年々にプラス・マイナスはありますけれども、極めて電機産業全体が衰退しているような印象を今受けましたけども、全くそうではなくて、各社がそれぞれに工夫と立地・転換を図りながらグローバルの競争の中で、やめるものはやめる、新しいものにトライするものはトライするという形の中で、電機の業績は少なくとも悪い状況にないということは念を押しておきたいと思います。

【下山部会長】

ありがとうございます。上村委員、もし良かったら。

【上村委員】

電機全体の話も、私そういった言い方しましたが、その影響が奈良の電機のこの対象であると

ころに影響していて、それが冒頭に申し上げましたような電機の置かれている奈良の地位、位置付けになっているのではないかなということでございます。

【下山部会長】

はい、ありがとうございます。

これ実は、どちらも間違ってなくて、河本委員のおっしゃっていること、正しい部分があります。何故かというと、いわゆる電機業界がちゃんとリストラクチャーして様々な新しい産業に変わっていく中で、また上村委員の言っていることも正しくて、いわゆる従来型の家電産業の下請けとしての奈良の部分というものは、依然変わらない状況にある部分もあるという。意味によつては、別に両者さほど間違ってない点かなというふうに思っておりまして。じゃあ、それを踏まえて十分、奈良の労働者が対応できるのかとか、そういう採用できるのかという話も、もちろん依然残るかなと思っております。一応、私が感じていた論点に関しては一応議論いただきましたけども、追加で議論したい点がありましたら。

(意見がないことを確認)

はい。では、申し訳ないですけれども、議論が一応出尽くしたと思いますので取りまとめに入りたいと思います。冒頭、使用者側は必要性がないのではないかという主張だったかと認識しております。議論していく中で、労働者側と共有できる部分も幾つもあったかと思いまして、それらを踏まえまして、最後に改めてお伺いしたいと思います。必要性ありとは、ならないという認識は変わらないということでよろしいですかね。

(意見がないことを確認)

はい、ということですので。いや、これ議決ではないですよね。議決、取っても良いのですけど。別に、手を挙げるルールでも良いですか。どうなのですか、事務局。

【中村室長】

そうですね。はい。

【下山部会長】

手を挙げてもらっても良いですか、どうしましょう。もう少し議論しましょうか。いや論点、自体は終わったと思うのですけれども。

【河本委員】

これで終わりですか。

【下山部会長】

もう少し議論しましょうか。論点自体は終わったと思うのですけど。

【河本委員】

論点を双方がどう受け止めるっていう・・・もしくは少し生意気かもしませんが、公益側から見られた時にどの様に評価されているのか、お伺いできればと思うのですけれども。

【下山部会長】

はい、分かりました。

公益委員の先生に一言ずつお伺いできたらと思います。最初に、部会長の立場から言いますと、今回の論点に関しましては従来と違いまして、特に意義がある論点がいくつもありました。特に、労働者側がおっしゃられた点でいうと、いわゆる組合がないところへの補完として賃上げをするべきであるという必要性に関しては、非常に納得の出来る主張であると思います。ここに関しては、議論のとても重要な論点だったと思いますし、別にイニシアティブの問題ですので、使用者側も、特に上げる必要性に関しての否定はなかったかと思います。上げれるかどうかという点に関して議論をされていたと認識しております。そういう点に関しましては、平山委員のご意見を中心として、やはりかなり厳しいところがある。特に、価格転嫁の部分におきまして厳しいところがあるというご指摘があったと思いますので、必要性の有無と現実的にできるかどうかという点が、今回ここに関しては十分議論できたかなと思います。ただ、一方で景況感全体の話で、個の企業ではなくて、産業別の景況感に関しましては、継続して悪いところはある一方で、近年足元に関してはそうでもないという、かなり議論が双方食い違っている部分があると思いました。そこに関しては、特賃の、どういったらいいですかね、どちらが正しいかという判断ではないのですが、総合的には私の感覚でいうと労働者側の意見の方が納得できる点はあったと思います。

ただ先ほどの、組合がないところへの補完という観点を考えた場合に、総合的にとは、あくまでもほぼほぼ大企業の話になってきますので、金額の問題ですからね、総合的に金額規模の問題になります。組合がないところへの補完に関しては、という点だけを考えたら、総合的にという部分で良いのかなと個人的には認識しております。これは、私個人の認識という感じで、論点がきっちりと噛み合った会であったとは思っております。

公益委員、どうでしょうか、じやあ福井委員。

【福井委員】

はい、皆様ありがとうございました。ご意見、伺わせていただきました。どちらも、おっしゃっていることはその通りだと思います。上げたいということ、上げていただきたいということ。使用者側の方達も多分、上げれるものなら上げたいというところなのだと思いますが、上げるためにハーダルがある。そのハーダルを乗り越える現実的な解決策があれば、きっと上げる必要性があるという判断になるのかなとお伺いしておりました。そこが、どうすれば見えてくるのか、私は、今ここではちょっと分からないですけども。奈良の産業、盛り立てるために、皆様の向いてる方向は同じなのだと思います。

【熊谷委員】

議論、ありがとうございました。

今回、こちらの特賃に久しぶりに出させてもらっているのですが、特賃の位置付けが、労働者側から話がありましたように、組織されてない部分への波及があるからこそ必要だということ。だからこそ奈良の大企業ではなく、組織されてないところこそ難しいので、そこに波及すると大変だということ。ある意味では、労働者側も使用者側も特賃の位置付けがどこにあるのかというところは一致していて、だからこそなかなか厳しいというふうに感じました。地賃が大きく上がる中での特賃っていうことでありましたので、今回、全会一致とならなかったとしても議論をする場であったということに、まずは大きな意義があるのかなと感じておりますので、今後もこういった議論を続けていくことが必要なのかなと感じております。はい、以上です。

【下山部会長】

こっちは一旦、そういう感じです。

【河本委員】

はい。私も冒頭申し上げたように、今回当該労使のイニシアティブという表現もありますけれども、特に、平山委員、松澤委員と電機にまつわる我々が、お話をできたというのは今までとは少し違うという意味で、論点が噛み合ったなとは思うのですが。下山先生がおっしゃられるように、この景況感のところはどうも具体的に良いのか悪いのか。我々が持っている手元資料の意見では、決して悪くないと述べています。細かい数字まで、全て言えるわけではありませんが、少なくとも業界全体の2025年度の企業業績見通しも、中小企業も含めて売上高は、昨年から若干微減ですけれども高い水準を保っている。経常利益についても、少なくとも2022年以前よりは大きく改善した状況を維持しているというのが今年の見通しです。当然、奈良県における中小企業の個社の中には、非常に厳しい会社があることも事実だと思います。ただ、ミクロのミクロを論じていても政策は進められないという認識の下で申し上げますと、今回専門部会方式になるに当た

って、先に専門部会方式で論議をされている大阪や兵庫の方にも、私も少し勉強に行かせていただきました。その中でいうと、大阪は労働局の方から当該産業の、その当該府県における業績もしくは業績見通し・人件費の分布、そういう資料も、提供を行い、労使協議をされていると伺っています。

その意味では再度、今、電機の状況が良いのか、悪いのかということがボヤッとしたまま終わろうとしているように感じています。仮に、このまま今日終わるとすればですが、次年度以降はそういうデータの提供、このデータを基に論議しましょうというものをご準備いただけたるありがたいというのが1点。それからもう1つは、これも嫌な言い方になるかも知れませんが、お示しした電機産業の労使の中では、最低賃金の必要性・企業内産業別の最低賃金の必要性と、それを高卒初任給に準拠させていくんだということを労使で決めているということをいって、当該産業の使用者側としての松澤委員や平山委員にも、その重みを是非ご理解いただいて、このあと決議をするのであれば、是非そのように斟酌していただいて、ご意見というか、ご判断いただきたいと思います。

【下山部会長】

はい。2点目に関しては、使用者側に対する意見でしたので、ご意見としての認識を教えていただけたらと思います。1点目に関しては、私も今回初めてでしたので、その辺は不備があったかもしれませんので、事務局含めて、いつもお互い情報持って共有できる部分がありましたら、次年度以降も共有したいと思いますので、その点は準備よろしくお願ひいたします。ひょっとしたら、大阪はできても、奈良はできない可能性も統計的にはあるかも知れません。特に大阪・兵庫は統計がかなり多いので、その辺は可能な限りでお願いいたします。今のご意見に関して、反論があれば聞きますし、無ければもう一旦評決に移りたいと思います。はい、お願ひします。

【國分委員】

多分、審議に移るかというところに関してですけれども、先程、河本委員がおっしゃられた電機業界もそうですし、奈良の電機業界が今、どっちかと言うと、お互いのところは合ってる合っていないという、ちょっと空中戦のボヤッとしているところがある中で、今日、審議するのかとちょっと疑問であり、せっかく良い議論しているので、例えば許されるのであれば、もう1回こういう場で資料を持って審議するように持つていけたら良いんじゃないのかなと思って。それが先程、冒頭あった13ページの下のこの議会の目的で、全会一致の議決に至るように努力することが望ましいという一言に述べられているのかなと思っています。今、ここで審議するのはどうなのですかね。もう1回、場を設けても良いんじゃないかという提案をさせていただければと思います。

【下山部会長】

一旦、事務局に振っても良いですか。ちょっと私、今年初めてです。これ自体が、そういうことが可能なのか不可能なのかっていう点に関して、事務局で分かっている範囲で。

【中村室長】

事務局から、説明させていただきます。

今回、従来の運営小委員会方式から、専門部会方式に移行するに当たって参考にさせていただいた他府県の状況がございます。例えば、兵庫県のように、必要性審議だけでも複数回行って、最終的に結論を出すということを実際やっておられる他府県もございますので、制度的には可能だと思います。ただ、今回は、移行に当たりまして、事前に今年度はどうするかという確認の中で、労使の委員と調整させていただいた結果では、必要性審議の専門部会は基本的に1回で結論を出すという形で、今年度の特定最低賃金専門部会の開催は、ご理解いただいていたものと考えております。

【下山部会長】

はい、ということですので、今年度に関しては、1回で進めたいと思います。ただ、必要性あり・なしの判断において、これは使用者側に対するお願いですが、労働者側が奈良の電気機械を巡る状況が非常に良いというエビデンスも含めてご指摘ありました。それを完全に、受け入れたとした上での必要性あり・なしの判断をしてほしいというお願いをするという形で一旦よろしいでしょうかね。

【河本委員】

ありがとうございました。「はい」と言いたいのですが、我々も奈良の電機産業自体が非常に良いとまでは言えてないです。そこまでは思っていないくて。ただ、悪いと言える状況ではないということは、はっきりしているのではないかと申し上げております。

【下山部会長】

すみません、私が勇み足でした。

それを、踏まえた上で判断してほしいということは受け入れていただきたいと思います。今回の、要するに次年度以降であれば、その辺は数字でちゃんとお互い共有できる部分がありますので。

今回、なるべく前向きに判断をしたいということですので、それを踏まえた上でという、いわゆるそれは個社ではなくて、マクロとしての価値観ですけれども。それも、よろしくないというのであればご意見いただきたいですが、いかがでしょうか。

上村委員ありますか。

【上村委員】

すみません、ちょっと理解も乏しいのですけれども。マクロというのは日本全体の電機産業の位置付けではなくて、奈良の置かれている電機の状況という理解でよろしいですかね。全国の状況は、良いか・悪いかというのは私も勉強不足ですけれども、悪くはないというふうに思うのですが。私どもが決めるのは、奈良の電機産業の状況をベースに議論しないといけないのではないでしょうか。それを、ミクロと言うならばミクロかも分かりませんが、僕はそれはこの場に置いてはマクロだと思っていますので、その中で奈良の電機の置かれている状況というのをベースに考えないといけないのではないですか。

【河本委員】

すみません、よろしいでしょうか。上村委員のおっしゃられていることも一理あると思っていまして。ただ、奈良の状況だけがマクロかと言うと、日本全体の産業の状況と景況感に加えて、地場である奈良の状況がどうなのかということは、併せて論議をする必要があると認識しています。

【上村委員】

影響が奈良の電機の産業の状況に色濃く反映されているので、奈良の産業の置かれている状況をベースに議論するということじゃないのですか。

【河本委員】

奈良の、産業の状況がどうかということも、少なくとも僕は・・・。

【上村委員】

産業と言うのは、電機ですよね。

【河本委員】

電機です。電機産業の中小も含めた業績がどうなのかという、それから雇用に対するその賃金の状況、こういったものも一部ありましたけれども。もう少し丁寧に、共通認識が持てるデータに基づいた論議が必要だろうと思っていることと、それから先程、平山委員とのやり取りの中で言葉を借りたり、場合によっては揚げ足を取ったように聞こえたかも知れませんが、政策には、裏腹があると思っていまして、逆にいうと悪いから安いのか、安いから悪いのかみたいな両面あると思うんですね。その価値観を論じることも大事なので、人手不足を解消するためには、賃金を上げなければ業績が上がらないというそういう論法も成り立つわけで、そこについては十分に、

いや悪いから上げれないので単純なものではないとの認識もしています。

【平山委員】

良いですか、すみません。ただ賃金を上げれば人手不足が解消するかっていうことは全く逆なんですよね、現実。賃金を上げても人手不足は人手不足です。それは地域性でいうと、奈良の産業構造っていう魅力がないというのは、やはりここに尽きると思うのです。大阪に、例えば最賃関係なくして賃金を上げても、大阪の方はやはり必要な人材、欲しい人材は流れていく現状という部分はあると思うのですよね。だからただ、産別ここだけで奈良の部分だけの数値的なデータとおっしゃいますけども、実際、そのデータの取り方によって全然現実との乖離っていうのも起こっていることもあるので、その辺がやはり現場の部分の声を拾い上げるという作業をやはりしていかないと、この論点はいつまで経っても縮まることはないんじゃないかなというのは私の過去の経験からいいましてもそうですし。全国的に、電機関係の利益が上がってということなのですが、やはり円安の為替の利益も影響しているのですよね。内部留保、大企業はどんどんやる。じゃあ、世間的に内部留保をどうにかしろという議論の中でどうされるか、その大企業の中の従業員の方の給料を上げられる、格差広がるばかりですよね。だから先程も言ったように、川上から川下に流す、そういうような内部留保も、これをもっと流せるような形、大きい国の政策にも関わってくると思うのですが、やはりその辺のところは、根本的に解消されなければ、いつまで経ってもこの議論は続いていくんじゃないかなと思います。そのためには、日本の経済の活性化というのはやはり必要なのですよね。ここだけで議論するにおいては現場、現場の部分がどういうふうな状況なのかという状況を踏まえた上で、することは必要じゃないか。ただ、今、肌感覚で言っているのは、やはり非常に厳しい状況。まして、希望の持てるような今、ネガティブではないのですけれども現実、僕はネガティブ論者じゃないのですが、現実視をした場合に、何がそういうところになるのだろうか。こう言ってはなんですけども、パナソニックさんにもシヤープさんにも、奈良から何故、出て行っちゃうのですかという叫びもあるのですよね、政策としてね。そら、魅力下がっていきますよね。奈良においては、僕の長期的な視点で言うと、電機が今まで引っ張ってきたというのが現実だと思うのです。ところが、そこへ自動車、電機の元気が無くなって、自動車産業の方にシフトしていく。そういうところもあって、だんだん産業構造自体も、奈良の構造自体も変わってきてているというのは感じるわけなのですよね。だから、この議論において、もう一度ちゃんと立ち返るべきだと僕は思います、一旦。そして、この情勢として2030年度には1,500円という地域の最賃というのが、これが加速的にどんどん大きくなっていく現状。GDPで換算すれば、実際1,500円にはいかないというデータもあるんですよね。そこをGDP云々じゃなくて、もっと生活というものを基盤に考えたやり方にシフトしていくかなきやいけない。もっと現実的なものに。実際、社員の方達、労働者の方達は、この物価で毎月毎月上がるような食料品とか必需品の値上がりの現状で苦しんでおられるところを感じな

がら、我々がやっていかないかやいけないと違うのかなというふうに思います。最終的には、立場があつて議論していますけども、実際本音の部分は何ら変わることはないと思っているのですよね。それが起業する側、経営する側においても、働く側においても、そこに非常に大きな要因が人手不足とか、昔のようにすぐに答えが見つかる様な現状じゃないということも踏まえて、一つ一つ続けていかないとあかんなというふうには思いますよね。ただ、上村委員も言つていましたように、一旦立ち返って、ここでもう一度自身も足元を見つめていくという時間が必要じゃないかなと。賃金ばかりに振り回される。もう地賃で振り回されていますから、正直な話。そういうところも見て一旦、ここであれしてもいいのじゃないかなというのは、私の個人的な見解になります。お願ひします。

【河本委員】

今、平山委員がおっしゃられた話は、ほぼ 100%に近いくらい個人的には共感というか、同じ思いを持つところです。ただ、審議という立場も含めて補足をしておくと、先程言った内部留保の話なんかは、中小企業の財務動向ですので、大企業の内部留保は、もしかしてもっと問題なのかも知れません。中小企業で、資本金 1 億円未満で見ても、従業員に対する人件費の上昇は 10% 程度に留まっているところ、内部留保は 150% を超える。これは 2014 年度比較ですが。このような統計が出ているということを申し上げました。中小企業の電機における支払い能力とかそこまで細かい財務状況まで出るかどうかは分かりませんけれども、まさに平山委員が言われた、いかに現場の実態を論ずるためには、やはり数字がベストですけれども、共通の情報を元に論じるべきかなということを申し上げているわけで、今年度難しければ、来年度に努力というかベースを是非事務局の方々も含めて、整えていく努力をお願いしたいなと思います。人手不足のお話もありました。給料を上げただけで解消出来るものじゃない。まさにそうだと思うのですね。私も、パナソニックで労使交渉を中央でやらせていただいていた時期もありました。賃金ではないのだ、賃金ではないのだと言いながら、賃金を抑えてきた労使関係というのがあります。ただ、現実はやはり各産業、各企業が新卒初任給を上げていく争いをしている状況であるとか。そこはそこで非常に重要な 1 つのポイントだと思っていまして、だからこそ日本全体における基幹産業、基幹労働者の賃金は、セーフティーネットである地賃の話とはちょっと切り分けて論じていかなければいけないというのが我々、電機産業で働く者の務めというか、役割なのではないかなと思っております。賃金上げるだけで人手不足は解消しない、そのとおり。大阪行っちゃうんだ。その傾向は、大きく変えるには大変だと思います。ただ、実際には県外就職率は全国でも 3 番目。東京近郊の 2 県に統いて、極めて高い水準である奈良ですけれども、実は転出率はそれほど高くなっていますよね。県から家ごと出て行っちゃう人は少ないわけです。だとすれば、奈良に住みながら大阪に勤める、象徴的に言うとそういうことになるわけです。そういう方々が、奈良県内に良質の労働条件と雇用があれば、奈良で働くのではないかと。そういう方が、少なくとも増加するべ

クトルに向かうのではないかということを申し上げていることをご理解いただければと思います。

【下山部会長】

ある意味、方向性はかなり近いところだと思いますけれど。他府県の状況も含めて、必要な資料というのはまた事務局お願いしたいのと、先程の議論で言うと、1つは、いわゆる「企業の業績、景況感に関する資料」と、今回の議論で挙ったもので言うと、「転嫁に関する状況に関する資料」かな。この2点くらいは。他府県どうなっているか私見ていませんけど、恐らくこの2つは次年度、共有認識できる部分があればと思います。それでよろしいでしょうかね、一旦は。

【河本委員】

労務費における価格転嫁も国も様々な手を打って、まだまだ十分ではないので我々三者でそれを進めてくれという付帯事項も付けましたけれども、少なくとも、昨年に比べて進んでいるというデータを基に論じていると私は認識しています。

【下山部会長】

今回、特賃なので、公益の立場で言うべきものではないのですけれども。正直言いまして、転嫁に関しては進んでいるというトレンドが問題なのではなくて、基本的には100%転嫁しない限りは上げられないというのがあるべき姿だと思います。30%が40%に上がったからといって、結局、上げられない状況がほとんどですので。それが例えば平均して7割、8割ずっと、労務費に関して上がるという状況であれば、それは即座に次年度上げるべきことですので、トレンドが上がっているから大丈夫だというほどの状況は、ちょっと私はこれは特賃と関係ありませんというふうに認識しております。だけども、上がらなきやまずいのですけどね。せめて、ちょっとは。一定割合。簡単に言いますと。

【河本委員】

3割ぐらいではなかったと思いますよ。

【下山部会長】

でも、5割ぐらいじゃないですか、せいぜいまだ。いわゆる、他の物と同程度くらいですね。エネルギーであるとか、原材料費と同程度まできたという段階じゃないですかね。全部が例えば75%とか80%というふうに、私は認識していますけれども。使用者側、そういう感覚でよろしいですかね。

【上村委員】

はい、価格転嫁は本当におっしゃるように、進んでないというのが多くの企業さんの感覚なのです。ですので、そういったところで進む状況が早く作っていただきたいなというところなのですけども、業種によれば原材料しかまだ認めてくれません。輸送費の上昇、電気代の上昇、ましてや労務費の上昇というのは本当にばらつきがあります。ですので、そういったところが大きく経営に足かせになっているところをご理解いただけたらと思います。

【下山部会長】

私の感覚でも、もちろん上げない企業もあるのですよ。転嫁しない企業もあるので。ですから、そこはある程度少なくとも、原材料費水準くらいまでは上がらないと意味がないのかな。

【上村委員】

それは国も色々なアンケートの項目を取っていて、上げたいと言わないという企業もあるのです。その背景を、読み取っていただかないと。それは何か声を挙げると5倍になって返ってくるかなという思いがあつておっしゃってない企業が多いと思います。ですので、そういったところの背景も踏まえながら、言い方も10言いたいけれども1、2で止まっているような企業さんが大半です。それはやっぱり、仕事をもらっているという状況ですので、下山先生がおっしゃられるように、感覚的には全然進んでいないなと思っているところでございます。

【下山部会長】

最賃が上がっていくことによって、だいぶ転嫁も進んできておりますので、そういう意味では、そこ自体は前向きにとは思っております。

要するに、最賃が上がり過ぎているので、金額の幅が毎年。転嫁を許さざるを得ない関係にはなってきてしまふと思いますので、それはそれで。今回の議論とは違いますがということでございます。ということで、採決に移りたいと思います。事務局お願いします。

【中村室長】

説明になりますが、採決で決めるのではなく、全会一致になりますので、その意思確認をするという意味合いで議決を取るということです。

【下山部会長】

分かりました。

では、意思確認をしたいと思います。挙手は駄目ですか。

【中村室長】

意思確認を挙手でしていただければと思います。

【下山部会長】

採決という言葉が使えないようですので、意思確認ということで挙手をお願いしたいと思います。必要性あり、という方は挙手をお願いしますと言いますので。今回は、労使イニシアティブですので公益委員は関係ないかと思います。

【中村室長】

全会一致ですので、公益の意思も示していただいて。

【下山部会長】

わかりました。じゃあ私以外ですね、この場合は。

【中村室長】

いえ、議決ではありませんので。

【下山部会長】

なるほど。では、挙手で採りたいと思います。採決でありませんので、現段階での思いというレベルで構いません。必要性ありと思われる方は、挙手をお願いしますと言いますので、それでお願ひできますでしょうか。

(異議がないことを確認)

はい。「あり」に賛成するだけでいいと思いますので、そこでお願ひしたく存じます。

【河本委員】

私が理解不足で申し訳ないのですけども、これは要するに、改定をするということに、あり・なしというニュアンスでよろしいですよね。

【下山部会長】

はい、改定の必要性「あり」に賛成の方、挙手をお願いしますと言いますので、そこでお願ひします。改定の必要性「あり」に賛成の委員の方、挙手をお願いいたします。

(挙手の人数が9名全員でないことを確認)

賛成少数でございますので、全会一致での必要性ありとの結論には至りませんでした。

労働者側、追加で意見あればいただきたいと思いますけれども。

【河本委員】

大丈夫です。

【下山部会長】

はい、ありがとうございました。奈良県電気機械器具製造業最低賃金改正決定の必要性の有無につきましては、全会一致で必要性ありとの結論に至りませんでしたので、これを踏まえて当専門部会としての意見を取りまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議がないことを確認)

それでは、後日開催します第5回本審において、その旨を報告したいと思います。続きまして、本審への報告書の検討に入りたいと思います。事務局から、委員の皆さんに報告書の案を配布してください。

【中村室長】

それでは、報告書(案)を読み上げさせていただきます。

(案)

令和7年9月9日

奈良地方最低賃金審議会

会長 下山 朗 殿

奈良地方最低賃金審議会

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、
発電用・送電用・配電用電気機械器具、
産業用電気機械器具、民生用電気機械
器具製造業最低賃金専門部会

部会長 下山 朗

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用
電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和7年8月8日奈良地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 熊谷 札子 下山 朗 福井 麻起子

労働者代表委員 河本 章吾 國分 洋文 平本 義陽

使用者代表委員 上村 賢司 平山 文堂 松澤 恵臣

以上でございます。

【下山部会長】

この報告書の案につきまして何かご意見、ご質問はございますか。

（意見がないことを確認）

ないようですので、報告書の案を消して、専門部会の報告書といたします。

次に、議題（3）その他についてですが、事務局から何かございますか。

【中村室長】

では、事務局より今後の予定につきましてご説明させていただきます。

本日、奈良県電気機械器具製造業最低賃金につきましてご審議いただきましたが、改正の必要性ありという結論には至りませんでしたので、この旨を下山部会長から後日開催されます本審にてご報告いただくことになります。なお、本審にて報告どおりの答申をいただきますと、奈良県電気機械器具製造業最低賃金については、これをもちまして審議が終了となり、第2回以降の専門部会は開催されないことになりますので、その旨申し添えます。

以上でございます。

【下山部会長】

はい、ありがとうございました。

まずは、今回初めて専門部会をさせてもらいました。議論は進んだと思います。これは、また本会で議論することですけれども、なるべく当事者間に近い人同士での議論というのは、是非今後も進めていきたいとの意向は持っております。先程、私の段取りがまずくて採決ではないけども挙手にさせてもらいました。我々公益委員は、特に意見をこちらで集約したわけではないですが、反対の意味で手を挙げていないというわけではなくて、この立場の特質というのは基本的には労使のイニシアティブでございます。例えば労使共が合意して、我々が反対で特質を上げないというのは、やはり間違いだと思っております。当たり前ですけどもね。ですので、白票としての手を挙げていないという意味ですので、手を挙げていないので反対、賛成というわけではなくてニュートラルな立場で挙手を控えているという意味ですので、その点はご理解いただけたらと思います。歴史的に、やはりここに差異を設けることの意義ということに関しては、この数年ずっと続けておりますけども、もう少しこの意義ということは共有できる部分は共有していきたいと思いますし、前向きに進めていく分には前向きに進めたいと思いますので、来年度以降、特に労働者側から色々ご指摘いただいた点は、特に主張のことを含めて、踏まえながら議論をしていきたいと思いますので、労使共々、是非また議論よろしくお願ひいたしたく思います。

以上をもちまして、専門部会を終了といたします。お疲れ様でした。